

新設する市営中庄団地入居者募集のご案内

【募集スケジュール】

受付期間

平成31年1月 7日（月）



平成31年1月18日（金）
までの消印のものに限ります。

平成31年1月18日（金）

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝は除く。）

申込受付窓口：601会議室（倉敷市役所本庁舎6階）
郵送の場合：倉敷市営住宅管理センター
※所定の封筒を使用してください。

抽選日

平成31年1月31日（木）

※抽選会への参加は任意です。

入居予定日

平成31年4月 1日（月）

○市営住宅とは・・・住宅に困っている方が安い家賃で入居できるよう、国の補助を受けて市が整備した公営住宅が市営住宅です。誰でも入居できるのではなく、収入の基準など一定の入居資格を満たす必要があります。

○入居予定日・・・入居予定日は、あくまで目安となります。工事の都合、引越し等の日程調整等で前後する場合がありますので、ご了承ください。

○注意事項等・・・入居に当たっては、ペット飼育禁止等の注意事項、禁止事項等がありますので、この募集案内書をよくお読みになり内容を理解したうえでお申込みください。

倉敷市住宅課 TEL：(086) 426-3531
倉敷市西中新田640番地 本庁 6階

住宅課ホームページ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/jyutaku/>

市営住宅の申込みから入居までの流れ

■申込みまで

- ① 申込み資格の有無を確認してください。 7～10ページ
- ② 申込みにあたっての注意事項を確認してください。 16ページ
- ③ 希望の部屋タイプを選択してください。 2ページ
- ④ 申込み方法及び必要な書類を確認してください。 15ページ
- ⑤ 入居申込書を作成してください。 17～22ページ
- ⑥ 入居申込書を提出してください。
持参の場合・・・601会議室（6階）に持参してください。
郵送の場合・・・所定の封筒に必要な書類を入れて郵送してください。

■申込み～抽選会まで

- ① 受付期間 平成31年1月7日（月）～1月18日（金）
- ② 抽選票発送 平成31年1月25日（金）（予定）
- ③ 抽選会 平成31年1月31日（木） 23ページ
時間：9時20分～
会場：10階大会議室（倉敷市役所本庁舎）
- ④ 抽選結果通知発送 平成31年2月4日（月）（予定）
※抽選結果については、抽選会翌日に、倉敷市住宅課ホームページ及び
倉敷市営住宅管理センターホームページでも掲載します。
電話での問い合わせには答えることができませんのでご了承ください。

■ご当選～入居まで

- ① 資格審査 平成31年2月1日（金）～2月28日（木）
24～26ページ
- ② 入居決定通知発送 平成31年3月上旬頃
- ③ 入居手続・入居説明会 平成31年3月下旬頃
- ④ 入居予定日 平成31年4月1日（月）

募集部屋タイプ一覧表

部屋タイプ	間取り	床面積	申込み可能人数	募集戸数	タイプ別該当階数
1	2DK	約45㎡	1名～2名	45戸	1階～9階のいずれか
2	2DK	約50㎡	2名～3名	125戸	1階～10階のいずれか
3	3DK	約60㎡	3名以上	105戸	1階～10階のいずれか
4	2DK	約60㎡	1名～（身障者向）	7戸	1階

※出生前の子（胎児）を、申込み可能人数に含むことができます。

※抽選後に、機械的に割り振っていきますので部屋の選択をすることができません。

※2名または3名世帯の申込者については、応募状況によって申し込まれた部屋タイプと入居する部屋タイプが異なる場合があります（タイプ4の申込者は除く。）。

部屋タイプ別予定家賃

市営住宅の家賃は、入居世帯の月額所得額（算出期間：H29.1～12月）に応じて資格審査後に決定します。入居時の家賃算定に用いる所得金額と、入居審査に用いる所得金額とは算出期間が異なります。

【注意事項】 予定家賃については、変更される場合があります。

＜参考＞ 家賃算定：H29.1月～H29.12月の所得金額 入居審査：H30.3月～H31.2月の所得金額

タイプ	部屋タイプ・月額所得別の予定家賃（単位：円）							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
0	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001
～	～	～	～	～	～	～	～	～
	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	
1	17,400	20,100	23,000	26,000	29,700	34,200	40,100	46,200
2	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	43,500	50,200
3	22,700	26,200	30,000	33,800	38,700	44,600	52,300	60,300
4	22,000	25,400	29,000	32,700	37,400	43,100	50,500	58,200

新設する市営中庄団地の概要



【団地外観図（イメージ）】

- 所在地：倉敷市中庄団地27番地
- 竣工年度：平成31年2月（予定）
- 構造・規模

27-1棟：鉄筋コンクリート造	8階建・80戸
27-2棟：鉄筋コンクリート造	6階建・59戸
27-3棟：鉄筋コンクリート造	10階建・80戸
27-4棟：鉄筋コンクリート造	9階建・81戸
- 専有面積：45㎡～60㎡
- エレベーター：有り（各棟1機ずつ）
- 浴槽・給湯器：浴槽・ガス給湯器 設置済
- 家賃：17,400円～60,300円（予定）
家賃額は部屋タイプ及び入居者の所得によって変動します。
- 敷金：家賃3ヶ月分
- 駐車場：1台（使用料は家賃に含む）
- 交通：倉敷駅から中庄駅行きバス13分、
中庄団地東停留所下車すぐ
- 学区：倉敷市立中庄小学校、倉敷市立北中学校
- その他：都市ガス、上下水道

●地図



団地外観図（棟号数記載）



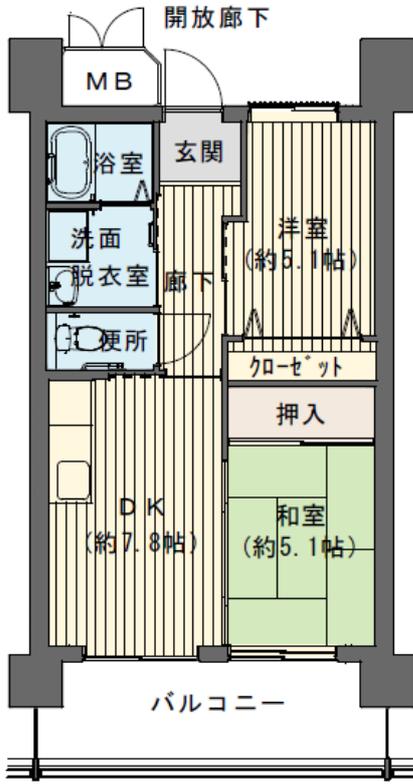
※外観図は、設計時点のイメージ図となります。現況とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※駐車場の位置は、部屋号数に応じてあらかじめ指定しています。

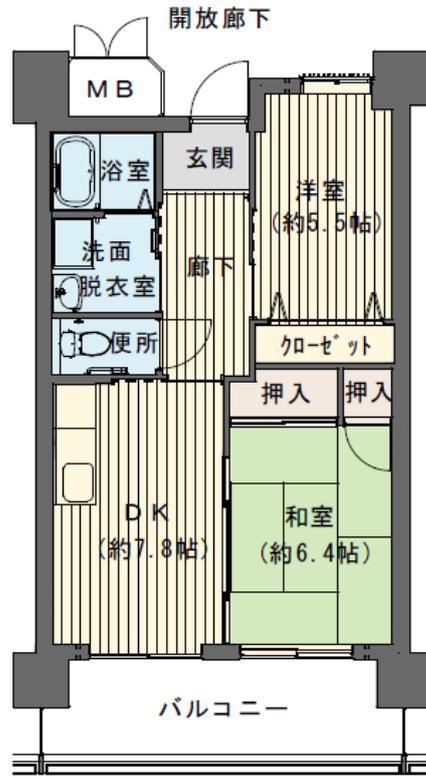
間取り図

【特記】間取りは、一部反転するものがあります。また、縮尺はそれぞれ異なります。
 窓の位置・大きさ等、図面と現況が相違する場合は、現況を優先とさせていただきます。

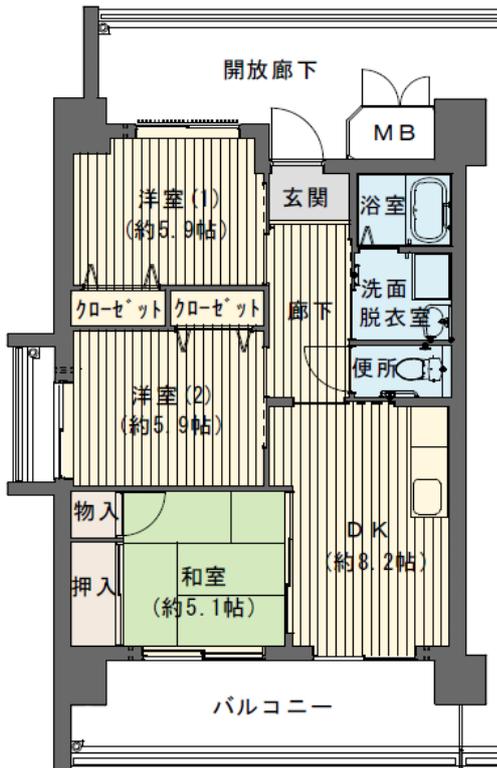
タイプ1 2DK



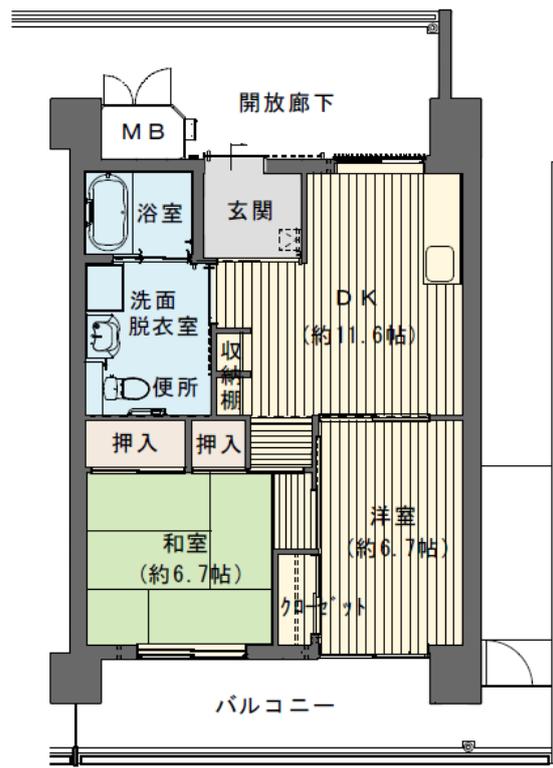
タイプ2 2DK



タイプ3 3DK



タイプ4 2DK (身障)



タイプ別配置図

タイプ1 2DK

27-1棟									
8階									
7階									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階									

27-2棟				
6階	602			608 609
5階	502			508 509
4階	402			408 409
3階	302			308 309
2階	202			208 209
1階	102			108 109

27-3棟									
10階									
9階									
8階									
7階									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階									

27-4棟				
9階	902			907 908
8階	802			807 808
7階	702			707 708
6階	602			607 608
5階	502			507 508
4階	402			407 408
3階	302			307 308
2階	202			207 208
1階	102			107 108

タイプ2 2DK

27-1棟									
8階		803	804	805			808	809	
7階		703	704	705			708	709	
6階		603	604	605			608	609	
5階		503	504	505			508	509	
4階		403	404	405			408	409	
3階		303	304	305			308	309	
2階		203	204	205			208	209	
1階		103	104	105			108	109	

27-2棟									
6階		603	604		606	607			
5階		503	504		506	507			
4階		403	404		406	407			
3階		303	304		306	307			
2階		203	204		206	207			
1階		103	104		106	107			

27-3棟									
10階		1002	1003	1004		1006	1007		
9階		902	903	904		906	907		
8階		802	803	804		806	807		
7階		703	704		706	707			
6階		603	604		606	607			
5階		503	504		506	507			
4階		403	404		406	407			
3階		303	304		306	307			
2階		203	204		206	207			
1階		103	104		106	107			

27-4棟									
9階		903			906				
8階		803			806				
7階		703			706				
6階		603			606				
5階		503			506				
4階		403			406				
3階		303			306				
2階		203			206				
1階		103			106				

タイプ3 3DK

27-1棟									
8階	801				806	807			810
7階	701				706	707			710
6階	601				606	607			610
5階	501				506	507			510
4階					406	407			410
3階					306	307			310
2階					206	207			210
1階					106	107			

27-2棟									
6階	601			605					610
5階	501			505					510
4階	401			405					410
3階	301			305					310
2階	201			205					210
1階				105					

27-3棟									
10階	1001				1005				1008
9階	901				905				908
8階	801				805				808
7階	701				705				708
6階	601				605				608
5階	501				505				508
4階	401				405				408
3階	301				305				308
2階	201				205				208
1階					105				

27-4棟									
9階	901			904	905				909
8階	801			804	805				809
7階	701			704	705				709
6階	601			604	605				609
5階	501			504	505				509
4階	401			404	405				409
3階	301			304	305				309
2階	201			204	205				209
1階				104	105				

タイプ4 2DK (身障)

27-1棟									
8階									
7階									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階	101								110

27-2棟									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階	101								

27-3棟									
10階									
9階									
8階									
7階									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階	101								108

27-4棟									
9階									
8階									
7階									
6階									
5階									
4階									
3階									
2階									
1階	101								109

※タイプ別に入居できる部屋号数は、上記のとおりです。どの部屋に入居となるかは、抽選会后、機械的に割り振っていきます。

※当選者（入居予定者）同士の入居する部屋の交換及び空き部屋への住替え等はできませんので、ご注意ください。

申込み（入居）資格

市営住宅に申し込みされる方は、次の(1)から(7)のすべての項目に該当していることが必要です（身体障がい者向け住宅に申し込みをされる方は、(1)～(8)のすべての項目に該当していることが必要です。）。

(1) 同居または同居しようとする親族のある方

※「単身世帯入居可能住宅（タイプ1）への入居条件（9～10ページ参照）」に該当する場合を除く。

- ・親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。ただし、内縁関係の方については、戸籍謄本等で他に婚姻関係のないことを確認します。
- ・婚約で申し込みされる場合は、資格審査時までに入籍し戸籍謄本等を提出でき、入居予定日に同居できる方に限ります。
- ・家族を不自然に分割または、不自然に合わせての申し込みはできません。

(2) 入居資格収入基準に合致する方

- ・入居予定の同居家族それぞれの過去1年間の所得金額の合計から控除金額を除き、12で割った額（月額所得）が、158,000円（裁量階層は214,000円）以下であること。

【裁量階層】裁量階層とは、次の(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する世帯になります。

(ア)	申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯
(イ)	身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯
(ウ)	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する方がいる世帯
(エ)	療育手帳の交付を受け、その程度がAの方またはBのうち中度に該当する方がいる世帯
(オ)	戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法の特別項症～第6項症または第1款症（旧第7項症）に該当する方がいる世帯
(カ)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(キ)	海外から引き揚げて5年未満の方がいる世帯
(ク)	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(ケ)	同居者に中学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯

※年齢については、資格審査時の年齢で確認します。

(3) 現在、住宅に困っている方

- ・持家（共有名義も含む）のある方または、公営住宅等の公的住宅に入居されている方は、原則として申し込みできません。

(4) 申込者（同居または同居しようとする親族を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者本人の住所または勤務場所が倉敷市内にある方、または新たに市内に居住することが必要と認められる方で成人の方（結婚している未成年者は成人とみなします。）

(6) 収入金の滞納のない方

- ・過去に市営住宅家賃、損害賠償金など、入居者が負担すべき費用を滞納している方は、入居できません。

(7) 連帯保証人のある方

- ・入居時の連帯保証人として、次の要件を満たす方 1 名お願いしています。（※注）

- ①原則として市内に居住していること
- ②住民税または固定資産税のいずれかが課税されており、滞納の無いこと

※注 倉敷市では、次のA～Cまでのいずれかの要件を満たす法人に限り、連帯保証人として認めています。

A 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人

B 学校教育法第 1 条に規定する大学

C NPO法人

- ・NPO法人については、主たる目的が次の a～f に掲げる活動を行うものに限ります。

a 保健医療または福祉の増進を図る活動

b 災害救援活動

c 地域安全活動

d 国際協力の活動

e 男女共同参画の形成を図る活動

f 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(8) 重度の下肢障がい者で常時車イスを使用する人がいる世帯（身体障がい者向け住宅に入居希望の方のみ）

- ・入居しようとする家族に、重度の下肢障がい者等（身体障がい者手帳の下肢、体幹または移動機能の障がい程度が 1 級及び 2 級）で常時車イスを使用する人がいる世帯がいること。

※注意点

平成 30 年 7 月豪雨により滅失した住宅に居住していた方は、上記申込資格のうち、(3)～(5)、(7)に該当すれば申し込みできます。ただし、被災者生活再建支援金の加算支援金を申請をしている方は除きます。

単身世帯入居可能住宅（タイプ1）への入居条件

単身世帯入居可能住宅（タイプ1）へ入居希望の方は、7～8ページに記載された申込資格を全て満たし、次の（ア）から（サ）までのいずれかに該当する方で、戸籍上配偶者がいない方になります。

なお、日常生活について常時介護が必要な方は、その対策がなされないと入居できません。

【単身世帯入居可能住宅への入居条件及び入居条件を証明する書類】

	単身世帯入居可能住宅への入居条件	入居条件を証明する書類
（ア）	60歳以上の方	住民票
（イ）	身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方	身体障がい者手帳
（ウ）	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～3級に該当する方	精神障がい者保健福祉手帳
（エ）	療育手帳の交付を受け、その程度がAまたはBに該当する方	療育手帳
（オ）	戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が恩給法の特別項症～第6項症または第1款症（旧第7項症）に該当する方	戦傷病者手帳
（カ）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定書の写し
（キ）	生活保護または中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受給中の方	福祉事務所長等の証明書
（ク）	海外から引き揚げて5年未満の方	岡山県保健福祉部保健福祉課長の証明書
（ケ）	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長の証明書
（コ）	ドメスティックバイオレンス（DV）被害者で、次のいずれかに該当する方 ① 女性相談所の一時保護または婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して5年未満の方 ② 裁判所の保護命令の申立をした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	一時保護、保護または保護命令があったことを証明または確認できる書類
（サ）	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる方 次のいずれかに該当することが証明される方であること。	①または②が証明または確認できる書類

	<p>①犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方</p> <p>②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方</p>	
--	--	--

月額所得の計算方法

資格審査に用いる月額所得の求め方は次の通りです。

$$\text{（月額所得）} = \text{（世帯の年間総所得金額の合計} - \text{控除金額の合計）} \div 12 \text{ か月}$$

※資格審査では、審査基準日から過去1年間の総収入金額について審査します。

※次のような収入は、月額所得の算定に用います。

国民年金、厚生年金、年金基金、恩給、各種共済年金及び配当金等

※次のような収入は、月額所得の算定に用いません。

生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、育児休業基本給付金、遺族年金及び障がい年金、仕送り等

☆年間総所得金額の求め方

（給与所得者の場合）

- ① 年間総収入金額を算出します。（年間総収入金額とは税込み総収入金額で、一般に言われている「手取り」金額などとは異なります。）

※直近の1年間で新たに就職された方（1月以上継続している方）は、次の算式にて年間総収入金額を推定します。

$$\text{年間総収入金額（推定）} = \frac{\text{総収入金額(1月未満の収入は切捨て)} - \text{賞与}}{\text{勤務月数(1月未満は切捨て)}} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{賞与}$$

- ② 年間総収入金額をもとに、年間総所得金額を決定します。（13～14ページの計算方法を参照）

（事業所得者の場合）

年間総所得金額を求めるために、年間総収入金額、税法上の必要経費を算出します。

※直近の1年間で事業開始された方（1月以上営業が継続している方）は、次の算式にて、年間総所得金額を推定してください。

$$\text{年間総所得金額（推定）} = \frac{\text{総収入金額(1月未満の収入は切捨て)} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数(1月未満は切捨て)}} \times 12 \text{ ヶ月}$$

（年金所得者の場合）

- ① 年間総収入金額を算出します。（年金額改訂通知書等を参考にしてください。）
- ② 年間総収入金額をもとに、公的年金総所得金額を決定します。（13～14ページの計算方法を参照）

所得者が2人以上いる場合は、それぞれの年間総所得金額を算出した後に合計し、世帯の年間総所得金額とします。

☆控除金額については14ページを参照してください。

収入基準早見表

この早見表は、所得者が1人で、かつ、特別控除対象者（老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦（夫）、障がい者、特別障がい者）がない場合です。

所得者が2人以上いる場合または特別控除対象者がいる場合は、13～14ページの計算方法により月額所得を計算してください。

(1) 給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合 (単位：円)

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総収入金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,895,999	
	裁量階層	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000	5,896,000
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,720,013

※総収入とは、税込み総収入金額をいいます。

(2) 事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合 (単位：円)

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総所得金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011	4,176,011	
	裁量階層	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012	4,176,012
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011	4,848,011

※所得とは、総収入額から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

(3) 年金所得者が1人で特別控除対象者がいない場合 (単位：円)

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総収入金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	5,389,425	5,836,484	
	裁量階層	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426	5,836,485
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955	6,180,014	6,627,072

月額所得の計算表

所得者が2人以上いる場合は、それぞれの計算結果を合計してください。

(1) 年間所得金額の計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額
ア 651,000 円未満	= 0 円
イ 651,000 円以上 1,619,000 円未満	(年間総収入金額) - 650,000 円 =
ウ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	= 969,000 円
エ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	= 970,000 円
オ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	= 972,000 円
カ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	= 974,000 円
キ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	A × 4 × 0.6 =
ク 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	A × 4 × 0.7 - 180,000 円 =
ケ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	A × 4 × 0.8 - 540,000 円 =

年間総所得金額

円

(注) A (算出金額) : 収入金額を 4 で割り、千円未満の端数を切り捨てたもの

【計算例】年間総収入金額が 2,326,500 円の場合の所得金額の計算例

① 4 で割り、千円未満を切り捨てる。 $2,326,500 \div 4 = 581,625 \rightarrow 581,000$

② A (算出金額) × 4 × 0.7 - 180,000 円

$581,000 \times 4 \times 0.7 - 180,000 \text{ 円} = 1,446,800 \text{ 円}$

(2) 年間所得金額の計算（事業所得者の場合）

年間総収入金額 - 税法上の必要経費 =

年間総所得金額

円

(注) 勤務月数または営業月数が 12 か月に満たない場合は、11 ページの算式により、推定年間総所得金額を計算してください。

(3) 年間所得金額の計算（公的年金所得者の場合）

ア 65歳未満の人

年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
700,000 円以下	= 0 円
700,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年間総収入金額 - 700,000 =
1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	× 0.75 - 375,000 =
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	× 0.85 - 785,000 =

イ 65歳以上の人

年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
1,200,000 円以下	= 0 円
1,200,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年間総収入金額 - 1,200,000 =
3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	// × 0.75 - 375,000 =
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	// × 0.85 - 785,000 =

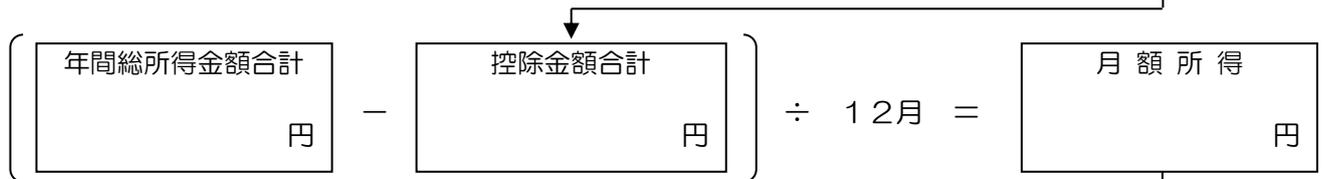
年間総所得金額

円

ウ 控除金額の計算

控除の種類	控除対象者	控除金額		
一般控除 ア 同居親族控除	申告（申込）者本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族	380,000円× 人＝ 円		
イ 扶養親族控除	遠隔地扶養親族（注）			
ウ 老人扶養控除	（1）扶養親族（注）のうち年齢70歳以上の方	100,000円× 人＝ 円		
	（2）同一生計配偶者で年齢70歳以上の方			
エ 特定扶養控除	妻を除く扶養親族（注）のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人＝ 円		
特別 才 障がい者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ 国民年金法施行令別表の2級及び厚生年金保険法施行令別表第一に定める精神障がいの程度である旨を証する書類の交付を受けている方 ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級の方 エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で3級から6級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別障がい者控除のみに該当しない方 カ 年齢65歳以上で障がいの程度がア及びエと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方	270,000円× 人＝ 円		
	所得者本人及び扶養親族のうち ア 心神喪失の常況にある方 イ 精神保健指定医などから重度の知的障がい者と判定された方 ウ 国民年金法施行令別表の1級の精神障がいの程度である旨を証する書類の交付を受けている方 エ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 オ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1・2級の方 カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 キ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方 ケ 年齢65歳以上で障がいの程度がア・イ・オと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方		400,000円× 人＝ 円	
	所得者本人のうち ア 夫と死別してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方で500万円以下の所得の方 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方、婚姻によらないで母となり現に婚姻していない方で扶養親族（注）のある方			270,000円× 人＝ 円 〔所得額が27万円未満の場合には当該所得額〕
	所得者本人のうち、妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が不明な方、婚姻によらないで父となり現に婚姻していない方で、現に生計を一にする子（所得金額が38万円以下の方で他の方の控除対象配偶者又は扶養親族（注）でない方）を有し500万円以下の所得の方			

（注）「扶養親族」には年間の所得額が38万円を超える方は含まれない。



入居資格	月額所得
原則階層	ア 0円～158,000円
裁量階層	イ 158,001円～214,000円

申し込み方法

必要事項を記入した申込書及び住民票、優遇抽選の該当要件を証明する書類等を、表紙に記載の受付期間内に601会議室（倉敷市役所本庁舎6階）にご持参いただくか所定の封筒にてご郵送ください。

【申込者全員の方の提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類（申込者全員の方の提出が必要な書類）
<input type="checkbox"/>	市営住宅入居申込書 ・現在居住している住居について記入してください。 ・現在入居予定者が別々に居住している場合、申込者の住居について記入して下さい。
<input type="checkbox"/>	入居予定者全員の住民票（住民票記載事項証明書とは異なります！） ・申込者及び同居者全員の住民票が必要です。 ・「世帯主の氏名及び続柄」の省略のないものが必要です。 ・外国人の方は「世帯主の氏名及び続柄」及び「国籍・地域」、「在留情報」の省略のないものが必要です。 ・婚約中の方は、双方の世帯全員の住民票が必要です。

※ 市民課窓口にて住民票を取得する際には、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要です。なお、代理の方が取得する際には、委任状の提出が必要です。

【優遇抽選に該当する方のみ提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	優遇抽選を証明する書類 優遇抽選に該当する方は、27～28ページを確認し、それぞれの該当要件を証明する書類を添付してください。 なお、受付期間内に必要書類の提出がない場合または書類不備の場合は、優遇抽選を受けられませんのでご注意ください。

【タイプ4（身体障がい者向け住宅）へ入居申し込みされる方のみ提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳の写し 身体障がい者手帳の等級が下肢、体幹または移動機能の障がい程度が1級及び2級の方が当該住宅の対象者です。

【平成30年7月豪雨で被災した方のみ提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	り災証明書（写しでも可） 申込者及び同居者全員の「り災証明書」が必要です。

申し込みについての注意事項

(1) 申し込みは一世帯1タイプに限ります。

※2つ以上のタイプに申し込まれた際は、すべての申し込みは無効となります。

原則として、入居後は団地内・他の市営団地への住替えはできませんので、申し込まれる際には十分に検討していただいたうえで、申し込みください。

(2) タイプ毎に申込み可能人数が決まっていますので、確認してください。

(3) ※2名または3名世帯での申込者については、応募状況によって申し込まれた部屋タイプと入居する部屋タイプが異なる場合があります（タイプ4の申込者は除く。）。

(4) 申し込み時に記入漏れ、内容に虚偽や誤りがあった場合は、受付できませんのでご注意ください。

(5) 申込書には、必ず印鑑を押してください。

(6) 申込書提出後は記載事項の変更はできません。また、婚約中で申し込まれた後、婚約者が変わった場合や婚約を解消した場合の申し込みは無効となります。

(7) 申込書提出後は、出生、死亡以外の理由による家族数の増減はできません。

なお、家族数の増減により申込（入居）資格の収入基準に合致しなくなった場合、申し込みは無効となります。

(8) 単身世帯入居可能住宅（タイプ1）以外の住宅に申し込まれた方が、家族の減少等により単身者になったときは、入居できません。

(9) 申込書受付後、申込み（入居）資格について、実態調査をすることがあります。なお、調査の結果、申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があった場合、申し込みは無効となります。

(10) 次の場合は、入居資格がなくなります。

(ア) 入居予定者が入居を辞退したとき

(イ) 実態調査の結果、入居資格がないと決定されたとき

(ウ) 入居申込者（その同居しようとする者を含む）が暴力団員であることが判明したとき

申込書の記入例（表面）

平成 年 月 日

本申込書の記載事項が事実と相違する場合は、本申込書に提出した書類等が虚偽であることを認め、本申込書等の記載事項が事実と相違する場合は、この申込書に関する一切の権利を放棄することを誓約し、また、入居に係る資格について関係機関に照会することに同意します。

部屋タイプ	タイプ1 (2DK)	タイプ2 (2DK)	タイプ3 (3DK)	タイプ4 車イス専用
-------	---------------	---------------	---------------	---------------

※希望される部屋タイプのいずれかに、()内には○をつけてください。

1 申込者

現住所	〒710-8565 倉敷市西中新田640番地	
(フリガナ)氏名	(クラシキ タロウ) 倉敷太郎 印	昼間連絡の取れる電話番号 (086) 426 - 3531
勤務先 または 営業所	所在地 倉敷市〇〇町△番地1 名称 (株)〇〇商事	電話 (086) 426 - 3531

2 入居しようとする者

(フリガナ)氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学歴	職業	所得の有無	年間総収入額	所得金額	備考
同上	申込者	男	T・S・H	28	知的()	有	給与 年金 その他	300万円	192万円	
(クラシキ ハナコ) 倉敷花子	妻	女	T・S・H	27	身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	
(クラシキ イチロウ) 倉敷一郎	子	男	T・S・H	0	身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	
()		男	T・S・H		身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	
()		女	T・S・H		身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	
()		男	T・S・H		身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	
()		女	T・S・H		身体() 精神() 知的()	有	給与 年金 その他	万円	万円	

3 入居しないが所得税法上扶養している親族

(フリガナ)氏名	続柄	生年月日	障害がい者等	住所	備考
(オカヤマ フジコ) 岡山藤子	妻の母	T・S・H		岡山市北区〇〇町△番地1	
()		T・S・H			

4 申込（入居）資格

該当する事項に☑を付けてください。	確認
<input checked="" type="checkbox"/> 申込者が成人であり、同居親族がいること（ただし、単身世帯入居可能住宅への申込者を除く）	※
<input checked="" type="checkbox"/> 家族を不自然に分割していないこと	※
<input checked="" type="checkbox"/> 共有（共有名義も含む）及び公営住宅（県営住宅・市町村営住宅等）の名義人でないこと	※
<input checked="" type="checkbox"/> 同居家族全員の月収額が基準の範囲内であること（「市営住宅入居申込案内書」を参照）	※
<input checked="" type="checkbox"/> 困っていること（※裏面の「住宅に困っている状況」を参照）	※
<input checked="" type="checkbox"/> 保証人の方は、原則として市内在住で、住民税または固定資産税の納税義務者で滞納のない方	※
<input checked="" type="checkbox"/> 申込者本人の住所または勤務場所が倉敷市内にあること	※
<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員でないこと（入居者全員）	※
<input checked="" type="checkbox"/> 収入金の滞納のないこと（入居者全員）	※

①入居を希望する部屋タイプを1つだけ選んで、○をしてください。

(注意)

(1) 部屋タイプは1つしか希望することができません。

(2) 部屋タイプ毎に次のとおり申込み可能人数が決まっています。申込み可能人数の条件を満たさない部屋タイプの申し込みをした場合、申込自体が無効となりますので、ご注意ください。

部屋タイプ	間取り	床面積	申込み可能人数	募集戸数	タイプ別該当階数
1	2DK	約45m ²	1名~2名	45戸	1階~9階のいずれか
2	2DK	約50m ²	2名~3名	125戸	1階~10階のいずれか
3	3DK	約60m ²	3名以上	105戸	1階~10階のいずれか
4	2DK	約60m ²	1名~(身障者向)	7戸	1階

②申込者のお住まいの住所、氏名(フリガナ)、昼間連絡の取れる電話番号、勤務先の所在地、名称及び電話番号を記入してください。

③入居しようとする者全員(申込者を含む)の氏名(フリガナ)、続柄、性別、生年月日、年齢、障がい者等(該当する場合)、職業の有無、所得の有無、年間総収入額、所得金額を記入してください。

④市営中庄団地と一緒に入居はしないが、所得税法上扶養している親族のいる方は、記入してください。

⑤申込(入居)資格をそれぞれ読んで、該当する事項にチェックをしてください。

申込書の記入例（抽選票及び抽選結果通知）

7 1 0 8 5 6 5

抽選票

①

と こ ろ	倉敷市西中新田640番地
	様方

な ま え	倉敷 太郎 様
-------------	---------

はがきでの抽選番号の通知

(要)・不要

いずれかに○を付けてください。

●不要に○が無く、住所・氏名が未記入の場合は通知いたしません。

(きりはなさないでください)

郵便はがき

7 1 0 8 5 6 5

抽選結果通知

②

と こ ろ	倉敷市西中新田640番地
	様方

な ま え	倉敷 太郎 様
-------------	---------

はがきでの抽選結果の通知

(要)・不要

いずれかに○を付けてください。

●不要に○が無く、住所・氏名が未記入の場合は通知いたしません。

- ①抽選票の送付を希望する場合、はがきでの抽選番号の通知を「要」に○をして、抽選票の送付先及び氏名を記入してください。
希望しない場合、はがきでの抽選番号の通知を「不要」に○をしてください。

抽選票とは・・・ご自身の抽選番号を通知するものです。抽選会では、抽選番号を用いて当選順位及び補欠順位を決定します。抽選票の送付を希望した場合、抽選会に参加しなくても、抽選票で抽選会翌日に抽選結果を倉敷市住宅課ホームページ及び倉敷市営住宅管理センターホームページにて掲載しますので、ご自身の抽選結果を確認できます。

- ②抽選結果通知の送付を希望する場合、はがきでの抽選結果の通知を「要」に○をして、抽選結果通知の送付先及び氏名を記入してください。
希望しない場合、はがきでの抽選結果の通知を「不要」に○をしてください。

抽選結果通知とは・・・ご自身の抽選結果を通知するものです。抽選結果通知の送付を希望した場合、後日郵送で送付される抽選結果通知によって、抽選会に参加しなくても、ご自身の抽選結果を知ることができます。

申込書の記入例（裏面）

い。（複数選択可）

太枠内は必ず記入してください（裏面もあります）

住宅に困っている状況	<input checked="" type="checkbox"/> 収入に比べ家賃が高い。	家賃	80,000	円	
	<input type="checkbox"/> 世帯人数に比べ住宅が狭い。	同居人数	人（内成人	人）	
	<input type="checkbox"/> 同居しており、生活上著しく不便である	部屋数	部屋（台所、浴室、便所等は除く）		
	<input type="checkbox"/> ① しているが住む住宅がない。				
	<input type="checkbox"/> 住む住宅がない。				
	<input type="checkbox"/> 正当な理由により立ち退きを要求されている。	立退要求理由			
	<input type="checkbox"/> 通勤に著しく不便である。	片道距離	k m,	所要時間	時間
	<input type="checkbox"/> 物置等住宅以外に居住している。	倉庫、事務所、その他（		）	
	<input type="checkbox"/> 老朽・危険家屋に居住している。	老朽住宅、仮設住宅、その他（		）	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください）	理由			

住宅の種類	① 1.借家・アパート 2.社宅・寮 3. 社施設 5.親族の家 6.持家 7.県営住宅 8.その他（
持ち家の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 名義人氏名（
過去に市営住宅へ入居の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 市営 団地 号（ 年頃退去）
連帯保証人(予定者)について	氏名または名称 倉敷 五郎 続柄（ 父 ）
	居住地について <input checked="" type="checkbox"/> 倉敷市内 <input type="checkbox"/> 市外 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税
単身世帯入居可能住宅への入居希望	単身世帯可能住宅（タイプ1）への申込みの方は、下の入居条件の該当するすべてに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください（世帯でお申込みの場合、記入は不要です。） <input type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 心身障がい者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> DV被害者 <input type="checkbox"/> その他

【優遇抽選】

該当する事項にを付けたうえで、必要書類（市営中庄住宅集のご案内を参照）をこの申込書に添えて提出してください。なお、受付期間内に必要書類を提出されない場合、優遇抽選られません。

優遇抽選該当要件		確認
<input type="checkbox"/> (1)	ひとり親世帯：（同居の親族に20歳以上の方で、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯を除きます。） ア 申込者が20歳未満の子を扶養している方 イ 申込者が児童扶養手当を受給している方	※
<input type="checkbox"/> (2)	老人世帯：申込者が60歳以上であり、同居の親族の全員が次のいずれかに該当する方 ア 配偶者 イ 18歳未満の方 ウ 60歳以上の方	※
<input type="checkbox"/> (3)	心身障がい者世帯：次のア～オのいずれかに該当する世帯 ア 療育手帳の交付を受け、その程度がAの方またはBのうち中度に該当する方がいる世帯 イ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する方がいる世帯 ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がい程度が恩給法の特別項症～第6項症または第1款症（旧第7項症）に該当する方がいる世帯 エ 身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯 オ 障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方（難病患者等で障がい種別5に該当する方）がいる世帯	※
<input type="checkbox"/> (4)	生活保護世帯：申込者が生活保護法に基づく保護を受けている方	※
<input type="checkbox"/> (5)	申込者が中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受けている方	※
<input type="checkbox"/> (6)	多数回落選者：直前の抽選会まで連続して3回以上落選した方	※
<input type="checkbox"/> (7)	ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者：次のいずれかに該当するDV被害者であること。 女性相談所の一時保護または婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して5年未満の方または裁判所の保護命令の申立てをした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	※
<input type="checkbox"/> (8)	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者：次のいずれかに該当することが客観的に証明される方であること。 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方は現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	※
<input checked="" type="checkbox"/> (9)	小学生までの子を持つ世帯 同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯	※

【平成30年7月豪雨で被災した方】

該当する事項にを付けたうえで、災証明書をこの申込書に添えて提出してください

<input checked="" type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床下浸水	④	※
---	---	---

①住宅に困っている状況で該当するものをチェックしてください（複数選択可）。

②現在の住宅の種類、持ち家の有無、過去に市営住宅へ入居の有無、連帯保証人（予定者）について及び単身世帯入居可能住宅（タイプ1）への入居希望の場合は該当する入居条件を、それぞれ記入してください。

（注意）

住宅の種類・・・申込者または同居者が、現在、県営住宅等の公営住宅の名義人の場合、原則として申込みできません。

連帯保証人・・・申込み時点では、あくまで予定者ですので、入居の手続きまで変更可能です。

③優遇抽選に該当する事項がある場合、チェックをして、27～28ページに記載している必要書類を申込書に添付してください。

（注意）

該当する事項が複数ある場合も、該当する事項が単一の申込者と優遇措置は変わりません。

④平成30年7月豪雨で被災した方は、該当する被災状況をチェックして、り災証明書を申込書に添付してください。

抽選会及び抽選方法

申込者が募集戸数を超えた場合は、部屋タイプごとに公開抽選において入居予定者を決定します。

抽選会への参加は任意となります。抽選会への出欠は、当落に影響しません。

(1) 抽選日時等

- 抽選日時 平成31年1月31日（木） ※時間については、下記表をご覧ください。
- 抽選会場 10階大会議室（倉敷市役所本庁舎）

日時	部屋タイプ	受付開始時間（予定）	抽選開始時間（予定）
平成31年 1月31日 （木）	タイプ1	9時20分	9時30分
	タイプ2	10時50分	11時00分
	タイプ3	13時50分	14時00分
	タイプ4	15時20分	15時30分

(2) 抽選方法

- 部屋タイプ毎に抽選を行います。抽選器を使用して、希望者にあらかじめお伝えしている抽選番号（＝出玉）を用いて、当選順位及び補欠順位を決定します。

(3) 抽選結果について

- 抽選結果通知を、抽選結果通知の送付を希望した方に郵送で送付します。
- 抽選結果は、倉敷市住宅課ホームページ及び倉敷市営住宅管理センターホームページにて、抽選会の翌日に掲載します。
- 抽選結果の電話での問い合わせは、間違いが生じやすいため、お答えできません。

資格審査

公開抽選会により入居予定者に決定した皆様につきまして市営住宅の入居に係る資格審査を行います。

(資格審査基準日：平成31年2月28日(木))

つきましては、必要書類を取り揃え、必ず所定の期限までに住宅課へご持参ください。

期限までに審査を受けられなかった方、また、期限内に一部でも必要書類の提出ができなかった方については、審査期間終了時点で入居を辞退されたものとみなします。

また、資格審査の際には、提出書類の内容等について詳しくお尋ねすることがありますので、必ず申込者ご本人、または同居予定のご家族の方がお越しください。

なお、資格審査の結果、入居資格がないと判断された方は、申し込みが無効となりますのでご了承ください。

1 提出期限 平成31年2月28日(木)

(資格審査基準日)

- ・提出期限は2月28日(木)ですが、入居予定者の状況に応じて追加でご準備頂く書類が発生することがあります。
- ・追加書類の準備期間を考慮して2月14日(木)までに必要書類をお持ちになって下記窓口にお越し頂きますようお願い申し上げます。

2 審査会場 住宅課窓口(倉敷市役所本庁舎 6階)

(受付時間 : 8時30分～17時15分)

3 必要書類 次ページ「資格審査時に提出していただく書類」に記載されている必要書類をすべて提出してください。

- ・申込時に提出されている書類については、必要ありません。ただし、戸籍謄本については、発行後3ヶ月以内のもので、内容の変更のないものに限りです。

4 注意事項 必要書類の一部でも足りない場合には、資格審査ができません。

資格審査時に提出していただく書類

資格審査では、「(1) 必ず提出していただく書類」と「(2) 入居する家族の状況などにより必要となる書類」が必要です。審査基準日までに、申込者または同居親族の方が住宅課へご持参いただくか住宅課までご郵送ください。

また、資格審査の結果、資格がないと判明した方及び資格が確認できない方は、申し込みが無効となりますのでご注意ください。

【(1) 必ず提出していただく書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	(ア) 直近の所得証明書 （市町村役場税務担当課で発行されたもの） <ul style="list-style-type: none"> 入居予定者の方は、有職、無職にかかわらず全員の所得証明書を提出してください。 倉敷市に転入して間がない方は、倉敷市で証明できないことがありますので、その場合は前住所の市町村役場で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/>	(イ) 健康保険証 <ul style="list-style-type: none"> 入居予定者全員の保険証を持参してください。 入居予定者がそれぞれ保険証を持っている場合、それぞれの保険証が必要です。

【(2) 入居する家族の状況などにより必要となる書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	(ア) 現在給与所得のある方 給与支給証明書 <ul style="list-style-type: none"> 現在の勤務先で証明（資格審査日から過去1年間分）を受けてください。 アルバイト、パート等で収入を得ている方も必要です。 勤務期間が1年未満の場合は支給月から、給与がまだ支給されていない場合は採用年月日がわかる証明を受けてください。 給与所得者が2人以上の場合は、全員の給与支給証明書が必要です。 源泉徴収票 <ul style="list-style-type: none"> 1月から5月の間に資格審査を受けられる場合のみ提出してください。
<input type="checkbox"/>	(イ) 現在事業所得のある方 収支計算書 <ul style="list-style-type: none"> 事業所得のある方は、所得の状況をご自身で記入してください。（資格審査日から過去1年間分）
<input type="checkbox"/>	(ウ) 現在無職の方 退職証明書 <ul style="list-style-type: none"> 入居しようとする方の中に、所得証明書では収入があったが、現在退職して収入がなくなった方がいる場合、勤務していた会社等で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/>	(エ) 次に該当する場合、 戸籍謄本が必要となります。 <ol style="list-style-type: none"> 婚約中の方が申し込まれた場合 <ul style="list-style-type: none"> 婚約で申し込まれた方は、入籍したことが証明できる戸籍謄本等を

	<p>提出してください。</p> <p>② 入居申込者または同居の家族（18歳以上）に配偶者がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない入居申込者に子がいる場合、その子の戸籍謄本も必要です。また、子の親権者が入居申込者と異なる場合、親権者の同意が必要となります。 <p>③ 申込者と入居家族の関係が住民票で確認できない場合</p> <p>④ 単身世帯入居可能住居への申し込まれた場合</p>
<input type="checkbox"/>	<p>（オ）特別控除対象者がいる場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳等を持参してください。
<input type="checkbox"/>	<p>（カ）年金受給者がいる場合（遺族年金、障がい年金を除く）</p> <p>年金額等がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の額改定通知書または振込通知書等を持参してください。 ・年金の受給は国民年金のほか、企業年金及び個人年金等を含みます。
<input type="checkbox"/>	<p>（キ）入居しないが、所得税法上扶養している親族がいる場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、勤務先の証明等
<input type="checkbox"/>	<p>（ク）裁量階層（7ページ参照）に該当する場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳等を持参してください。
<input type="checkbox"/>	<p>（ケ）生活保護または中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受給中の場合</p> <p>福祉事務所長等の証明書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>（コ）タイプ1（単身世帯入居可能住宅）への申し込まれた場合</p> <p>単身者日常生活状況申立書</p> <p>単身世帯入居可能住宅への入居条件を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯で申込みされる方は、単身世帯入居可能住宅（タイプ1）への入居条件について（9～10ページ参照）」に該当するか確認してください。
<input type="checkbox"/>	<p>（サ）事実上婚姻関係と同様の状況で申し込まれた場合（内縁関係）</p> <p>1年以上同居していることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの地域の民生委員さんに、証明書の記入をお願いしてください。

優遇抽選

次の世帯の方については、抽選時に優遇措置を実施しています。ただし、あくまでも抽選時の優遇措置であり、入居を保証するものではありません。

なお、受付期間内に優遇抽選の該当要件を証明する書類の提出がなかった場合あるいは、書類不備の場合は、優遇措置を受けられません。

【優遇抽選の該当要件及び該当要件を証明する書類】

	優遇抽選の該当要件	優遇抽選の該当要件を証明する書類
(1)	ひとり親世帯 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親（同居の親族に、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯を除きます。）	戸籍謄本または児童扶養手当受給証の写し ※同居の親族に経常的収入を得る職業に就いている方がいる場合、最新の所得証明書が必要です。 ※未婚のひとり親世帯の場合、児童扶養手当受給者証の写しが必要です。 ※親権を有しない場合、抽選後の資格審査時において親権者の同意書が必要です。
(2)	老人世帯 申込者が60歳以上であり、同居の親族の全員が次のいずれかに該当する方 ア 配偶者 イ 18歳未満の方 ウ 60歳以上の方	住民票等、ア～ウの該当理由を証明する書類
(3)	心身障がい者世帯 ア 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する方がいる世帯 イ 療育手帳の交付を受け、その程度がAの方またはBのうち中度に該当する方がいる世帯 ウ 身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯 エ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がい程度が恩給法の特別項症～第六項症または第1款症（旧第七項症）に該当する方がいる世帯 オ 障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方（難病患者等で障がい種別5に該当する方）がいる世帯	ア～オのそれぞれ該当する書類 ア 精神障がい者保健福祉手帳 イ 療育手帳 ウ 身体障がい者手帳 エ 戦傷病者手帳 オ 障がい福祉サービス受給者証

(4)	生活保護世帯 申込者が生活保護法に基づく保護を受けている方	社会福祉事務所長等の証明書
(5)	中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受けている方 申込者が中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受けている方	社会福祉事務所長等の証明書
(6)	多数回落選者 直前の抽選会まで連続して3回以上落選した方	返却した申込書の写し(連続して落選した3回分のもの) または, 抽選結果の通知
(7)	ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者 次のいずれかに該当する DV 被害者であること。 ア 女性相談所の一時保護または婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して5年未満の方 イ 裁判所の保護命令の申立てをした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	一時保護及び保護または保護命令があったことを証明または確認できる書類
(8)	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族で, 従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる方 次のいずれかに該当することが客観的に証明される方であること。 ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方 イ 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	アまたはイが証明または確認できる書類
(9)	小学生までの子を持つ世帯 同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯	住民票, 戸籍謄本等, 該当理由を証明する書類

入居手続き等

資格審査において、申込（入居）資格を満たす入居予定者の方には、入居決定通知書及び入居手続きに関する資料を送付します。

- (1) 入居手続きでは、連帯保証人が連署した「請書」、連帯保証人の「印鑑証明書」、「納税証明書」を提出及び敷金の納付を行っていただきます。
原則として市内に居住し、住民税または固定資産税の納税義務者であって滞納の無い連帯保証人が1名必要です。※一部法人も可。（8ページ参照）
単身入居の方は「入室同意書兼身元引受人届」も提出していただきます。
- (2) 敷金は、3ヶ月分の家賃相当額となっており、入居手続きの際に納めていただきます。
- (3) 事情変更等により入居を辞退される方は、他の入居予定者に迷惑となるため早目に申し出てください。（別途、辞退届をご提出いただきます。）

入居後の注意事項

- (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。なお、納付にあたっては、口座振替を利用してください。
- (2) 家賃とは別に共益費等を各団地自治会等へ負担していただきます。
- (3) 翌年度の家賃を決定するため、毎年度6月末までに、前年の「世帯の収入」について、収入申告をしていただきます。この場合、市長等の発行する所得証明書及び源泉徴収票等の収入を証明する書類を必ず添付してください。なお、収入申告をしなかった方は、近隣の民間住宅並の家賃をいただくことになり、大変不利になりますので、必ず収入申告をしてください。
- (4) 畳表、襖紙、ガラス、鍵、その他いわゆる使いいたみするものや入居者の原因で破損したものは、すべて入居者負担の原則により、入居者において責任をもって修繕していただきます。
- (5) 団地内では、犬、ねこ、鳩等の動物（ペット）を飼うことは禁止しています。
- (6) 入居後3年を経過した方で、月額所得158,000円（裁量階層の場合は214,000円）を超え、「収入超過者」と認定された場合は、住宅を明け渡すよう努力する義務が生じます。やむを得ず引き続き入居する場合は、収入超過者の年数及び収入に応じて、以下の算定方法により本来家賃に割増家賃を加算して徴収することになります。
さらに入居後5年を経過した後、月額所得313,000円を超え、「高額所得者」と認定された場合は、住宅の明渡し（退去）をしていただくこととなります。

収入超過者の家賃算定式 = 本来家賃額 + (近傍同種家賃 - 本来家賃額) × 割増率

【近傍同種家賃】

同じタイプの民間住宅並みの家賃（公営住宅法に規定される算定方法によって部屋タイプごとに算出された家賃の上限値）

【計算例】収入超過者 3 年目で下記の表の月額所得⑥に該当し、近傍同種家賃が 40,000 円、⑥の本来家賃が 20,000 円の場合の計算例

$$20,000 \text{ 円} + (40,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円}) \times 3/4 = 35,000 \text{ 円 (収入超過者の家賃)}$$

【割増率】

年 度	月額所得（円）			
	⑤	⑥	⑦	⑧
	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000	214,001～ 259,000	259,001～
収入超過者となった年度	1/5	1/4	1/2	1
収入超過者2年目	2/5	2/4	1	1
収入超過者3年目	3/5	3/4	1	1
収入超過者4年目	4/5	1	1	1
収入超過者5年目以降	1	1	1	1

割増率が 1 の場合、収入超過者の家賃は近傍同種家賃になります。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することになりますので注意してください。

- (ア) 不正行為によって入居したとき
- (イ) 家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき
- (ウ) 住宅を故意に損傷したとき
- (エ) 正当な理由によらないで 15 日以上住宅を使用しないとき
- (オ) 無断で住宅の様態替えや増築をしたとき
- (カ) 暴力団員であることが判明したとき
- (キ) その他、不正行為等が認められたとき

(9) 入居後は、公営住宅法及び倉敷市営住宅条例等を遵守し、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。